

佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業

設計及び建設工事請負契約書（案）

平成 2 1 年 1 2 月

佐 世 保 市

佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業
設計及び建設工事請負契約書（案）

- 1 工事番号
- 2 事業名 佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業
- 3 事業場所 佐世保市桜木町 7－1 6 佐世保市山の田浄水場内
佐世保市瀬戸越 1 丁目 1 4 5 2 佐世保市大野浄水場内
- 4 履行期間 本契約締結の日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで
- 5 請負代金額 ￥ ー
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー ）
- 6 契約保証金 ￥ ー

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書 [] 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 佐世保市八幡町 4 番 8 号
氏名 佐世保市水道事業及び下水道事業管理者
吉 村 敬 一 印

請負者
代表企業 住所
氏名
印

構成員 住所
氏名
印

構成員 住所
氏名
印

（目的）

第1条 本契約は、佐世保市水道局（以下「甲」という。）が実施する佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業に係る設計及び建設工事（以下「本工事」という。）に適用するもので、佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業基本協定書に基づき、請負者（以下「乙」という。）が行う本工事に必要とされる事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本契約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「本事業」とは、甲が実施する佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業をいう。
- (2) 「本契約」とは、佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業設計及び建設工事請負契約書（頭書を含む。）をいう。
- (3) 「本施設」とは、本契約に基づき乙が事業場所に建設する施設、設備、備品等のすべてをいう。
- (4) 「建設」とは、本施設の建設及び関連する既存施設の撤去又は移設をいう。
- (5) 「施工方法等」とは、設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。
- (6) 「要求水準書等」とは、本事業の提案募集にあたり甲が公表した書類及びこれらの書類についての質問に対する甲の回答を示した書面のすべてをいう。
- (7) 「契約書等」とは、本契約、技術提案書、要求水準書等並びに本契約締結に至るまでの甲及び乙が本事業に関して別途合意した事項に係る書面をいう。
- (8) 「技術提案書」とは、乙が入札書類の一部として甲に提出した、本事業に関する提案が記載された書面のすべてをいう。
- (9) 「第三者」とは、甲及び乙が属する落札者グループの構成員以外の者をいう。
- (10) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令をいい、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定され、又は改廃されることをいう。
- (11) 「指示等」とは、指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除をいう。
- (12) 「試運転」とは、本施設の単体試験及び総合試運転をいう。
- (13) 「設計図書等」とは、設計図書及び完成図書その他本契約に関して甲の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

（総則）

第3条 甲及び乙は、契約書等に基づき、本契約を履行しなければならない。

- 2 乙は、本契約記載の業務に係る設計を行った上で、当該設計図書に基づいて建設を本契約記載の履行期間内に完成し、当該設計図書、工事目的物及び完成図書を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 施工方法等については、本契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平

成4年法律第51号)に定めるものとする。

- 5 本契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 6 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第3条の2 乙は、本契約の履行にあたり、別紙3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 乙は、本契約の履行にあたり知り得た甲の工事上の事項を、契約期間中はもとより契約完了後においても第三者に漏えいしてはならない。また、本契約の履行にあたり個人情報、工事情報及び業務情報を取り扱う場合は、別紙2「個人情報、工事情報及び業務情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- 3 前項の規定は、履行期間の満了後又は契約解除後も同様とする。
- 4 乙は、乙の従業員(下請負者等を含む。)に対して、甲の秘密を保持することの職責の重要性を認識させ、故意又は過失による漏えい防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育、訓練をしなければならない。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 第4条 乙は、本事業が水道事業としての公共性を有し、公共事業として実施されることを理解し、その趣旨を尊重する。
- 2 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを理解し、その趣旨を尊重する。

(規定の適用関係)

- 第5条 契約書等の間に矛盾又は齟齬がある場合には、本契約、本契約締結に至るまでの甲及び乙が本事業に関して別途合意した事項に係る書面、要求水準書等、技術提案書の順に解釈が優先するものとする。ただし、技術提案書が要求水準書等の求める水準を上回る事項については、技術提案書を優先する。
- 2 技術提案書に誤りが発見された場合又は要求水準書等に定めのない事項が技術提案書に含まれている場合は、甲及び乙はその取扱いについて協議する。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第6条 本契約に定める指示等は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、本契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(費用負担)

第7条 本業務について、乙のなすべき義務の履行に関するすべての費用は、請負代金及び本契約において定められている甲が負担すべきその他の費用を除き、乙が負担する。

(許認可、届出等)

第8条 乙は、本契約上の義務を履行するために必要とされる許認可及び届出について、許認可を申請し、これを受け、又は届出を行い、これを維持する。ただし、甲が取得すべき許認可及び提出すべき届出は除く。

(関連工事の調整)

第9条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(業務工程表の提出)

第10条 乙は、本契約締結後7日以内に契約書等に基づいて業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

3 本契約の他の条項の規定により履行期間又は契約書等が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「本契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。

4 業務工程表は、本契約の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第11条 乙の代表企業は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第1

84号。以下「前払法」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の著しい変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、工事目的物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(管理技術者)

第13条 乙は、本施設の設計に関する技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。

2 管理技術者は、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、第23条(工事関係者に関する措置請求)第6項が準用する同条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づき乙が行う設計に関する乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(照査技術者)

第14条 乙は、設計図書の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも同様とする。

(本施設の設計)

第15条 乙は、契約書等に従い、本施設の設計を行う。

2 乙は、本施設の設計に関するすべての責任を負う。

3 甲は、本施設が契約書等に基づき設計されていることを確認するため、乙に対して事前に通知した上で、設計の進捗状況その他の事項について説明を求め、書類の提出等を求めることが

できる。

- 4 乙は、前項に規定する設計の進捗状況その他の事項についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して協力し便宜を図るものとする。
- 5 乙は、設計業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 6 乙は、設計業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。
- 7 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(設計図書の提出)

- 第16条 乙は、甲との協議により定める日までに、契約書等に定める本施設の設計図書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 2 甲は、前項に基づき提出された書類が契約書等に反するものを含むと認められる場合、関係法令等において要求される事項を満たさないと認められる場合又はその他不適切な内容を含むと認められる場合には、設計図書の提出の日から14日以内に乙に対してその旨を書面にて通知しなければならない。ただし、第29条(条件変更等)の規定に基づき設計図書の変更を行う場合を除く。
 - 3 前項の場合において、乙は、甲に書面にて協議を申し入れることができる。
 - 4 乙は、第2項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において設計図書を変更し、再度、甲の承諾を受けなければならない。ただし、前項の規定に基づく協議の結果、設計図書の変更を行わないことについて甲の合意が得られたときは、この限りでない。

(設計図書等の著作権)

- 第17条 乙から提出される設計図書等が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は乙に帰属する。
- 2 甲は、乙から提出される設計図書等が著作物に該当するとしないとにかかわらず、事前に乙に通知することにより、無償にてこれを利用することができる。その利用の権利は、本契約の終了後も存続するものとする。
 - 3 乙は、自ら又は著作者(甲を除く。)をして、著作権法第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - 4 乙は、自ら又は著作者をして、設計図書等に係る著作権を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 5 甲は、乙が成果物の作成にあたって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物という。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第18条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第19条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用等）

第20条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第21条 甲は、監督員を選定するものとする。

2 監督員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 乙から提出された設計図書の承諾又は協議

(2) 契約の履行についての乙又は乙の管理技術者若しくは現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(3) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

(4) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 本契約に定める指示等については、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第22条 乙は、次に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 専任の主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に規定する工事の場合は監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、本契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第23条（工事関係者に関する措置請求）第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づき乙が行う工事に関する乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第23条 甲は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 監督員は、主任技術者又は監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 乙は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
 - 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。
 - 6 第1項及び第3項の規定は、管理技術者（現場代理人を兼任する者を除く。）若しくは照査技術者又は乙の使用人若しくは第15条（本施設の設計）第6項の規定により乙から設計業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときに準用する。

（工事材料の品質及び検査等）

- 第24条 工事材料の品質については、要求水準書に定めるところによる。要求水準書にその品質が明示されていない場合にあっては、甲乙協議するものとする。
- 2 乙は、要求水準書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を、監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第25条 乙は、水中又は地下に埋設する工事、完成後外面から明視することができない工事を施工するとき及び契約書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて契約書等において工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事の施工をするときは、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 3 監督員は、乙から第1項の立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会いを受けることなく、工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事の施工を適切に行ったことを証する工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 5 第2項又は前項の場合において、工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(工事用地の確保等)

第26条 甲は、工事用地その他工事の施工上必要な用地等（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第27条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められる時は履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、乙が第25条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第1項及び第2項の規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

(甲による説明要求及び建設現場立会い等)

第28条 甲は、乙に対する事前の通知により、本施設が契約書等、設計図書並びに本施設の工事に関して甲及び乙が別途合意した事項に係る書面に従い建設されていることを確認するため、本施設の建設状況その他について、乙に説明を求め、又は工事現場内に立ち入り、自らの費用で立会いの上建設状況を確認することができる。この場合において、乙は甲に対して協力しなければならない。

2 甲は、乙に対し、施工体制台帳（建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）の提出及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

(条件変更等)

第29条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 工事現場の形状、地質等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(2) 要求水準書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 甲は、前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合その他必要があると認めら

れるときは、乙と協議の上、乙に設計図書を変更させることができる。

- 5 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間を変更しなければならない。
- 6 第4項の規定による設計図書の変更により生じた費用の負担については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 設計図書の変更が乙の責に帰さない事由に基づくものと認められるときは、甲が負担する。
 - (2) 設計図書の変更が乙の提出した設計図書の不備又は瑕疵による場合には、乙が負担する。
 - (3) 設計図書の変更が不可抗力による場合には、第39条（不可抗力による損害）の規定に従う。

（工事の中止）

- 第30条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状況が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 3 甲は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（乙の請求による履行期間の延長）

- 第31条 乙は、天候の不良、第9条（関連工事の調整）の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により履行期間内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による履行期間の短縮等）

- 第32条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。
- 2 甲は、本契約の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
 - 3 甲は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

- 第33条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日

以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日（第31条（乙の請求による履行期間の延長）の場合にあっては、甲が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 履行期間の変更があった場合は、乙は当該変更契約締結後7日以内に新たに業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

（請負代金額の変更方法等）

- 第34条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
 - 3 本契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

- 第35条 甲又は乙は、履行期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
 - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
 - 5 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、

前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第36条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工及び設計業務を行う上で特に必要があると認められるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、甲乙協議の上、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

- 第37条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工又は設計業務を行うにつき生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第39条（不可抗力による損害）第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条（火災保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第38条 乙は、工事施工のため交通に危険があるとき又は水路に障害があるときは、なわ張り、板囲い若しくは標識等を掲げ又水路等を仮設するなどして公衆の安全を図らなければならない。なお、この場合の費用は、乙の負担とする。
- 2 工事の施工又は設計業務を行うについて第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条（火災保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工又は設計業務を行うにつき乙が善良な管理

者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

- 4 前三項の場合その他工事の施工又は設計業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第39条 工事目的物の引渡し前に、天災等で甲乙双方の責に帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条（火災保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

- 4 前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1までの額は乙が負担し、請負代金額の100分の1を超える額は甲が負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより、算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1までの額」とあるのは「請負代金額の100分の1までの額から既に負担した額を差し引いた額」、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第40条 甲は、第20条（特許権等の使用等）、第27条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）、第30条（工事の中止）、第32条（甲の請求による履行期間の短縮等）、第34条（請負代金額の変更方法等）から前条までの規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書の変更を乙に請求することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第41条 乙は、工事を完成し、要求水準書に従い工事目的物の引渡性能試験を実施し、その成績について甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認すると同時に当該目的物の引渡しをうける。
- 5 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

(中間検査)

第42条 甲は、工事の施工途中に、工事の完成後では検査が著しく困難であるものについて中間検査を行うことができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(請負代金の支払)

第43条 乙は、第41条（検査及び引渡し）第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により第41条（検査及び引渡し）第2項の期間内に検査をしな

いときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第44条 甲は、第41条（検査及び引渡し）第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第45条 乙は、保証事業会社と、本契約記載の工事完成の時期（最終の年度以外の年度にあつては、各年度末。以下本条において同じ。）を保証期限とする前払法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、別紙1に示す当該年度の支払限度額（以下本条、第46条（保証契約の変更）及び第48条（内払）において「当該年度の支払限度額」という。）の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、出来形部分並びに工場現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に対応する請負代金相当額（以下本条及び第48条（内払）において「請負代金相当額」という。）の前年度末における金額が前年度までの支払限度額に達しないときには、乙は、請負代金相当額が前年度までの支払限度額に達するまで当該年度の前払金の支払を請求することができない。

3 前項の場合においては、請負代金相当額が当該支払限度額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第46条（保証契約の変更）第3項の規定を準用する。

4 甲は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わねばならない。ただし、平成22年度以外の年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

5 乙は、次に掲げる要件（以下この項において「要件」という。）をすべて満たす場合においては、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、本契約記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して当該年度の支払限度額の10分の2以内の前払金の支払を甲に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

(1) 当該年度の2分の1を経過していること。

(2) 業務工程表により、当該年度の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工

事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた工事に係る作業に要する経費が、当該年度の支払限度額の2分の1以上の額に相当するものであること。

6 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲に対して要件の認定を請求しなければならない。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から7日以内に当該請求に係る認定を行い、その結果を乙に通知しなければならない。

7 乙は、当該年度の支払限度額が著しく増額された場合においては、その増額後の支払限度額の10分の4（第5項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。

8 乙は、当該年度の支払限度額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の支払限度額の10分の5（第5項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、乙は、当該支払限度額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

9 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、当該支払限度額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

10 甲は、乙が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.6パーセント（ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率に変更となった場合には、当該変更後の率とする。以下、第52条（履行遅滞の場合における損害金等）、第55条（解除に伴う措置）及び第58条（賠償金等の徴収）において同じ。）の割合で計算した額（100円未満の端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第46条 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、当該年度の支払限度額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第47条 乙は、前払金を本施設の設計又は工事に係る材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕

費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(内払)

第48条 乙は、工事の完成前に、各年度末における請負代金相当額の10分の9以内で、かつ、当該年度の支払限度額を超えない範囲で、次項以下に定めるところにより内払を請求することができる。

2 乙は、内払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。ただし、乙は、各年度において、予算の執行が可能となる時期以前に内払を請求することはできない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、契約書等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、第3項の規定による検査に合格したときは、内払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から20日以内に内払金を支払わなければならない。

6 内払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

内払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ $(9/10 - \text{当該年度の前払金額} / \text{当該年度の支払限度額})$

7 第5項の規定により内払金の支払があった後、再度内払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に内払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。また、内払の請求は、5回を超えることができない。

8 第45条（前金払）第3項の規定に基づく中間前金払を行った工事については、前七項の規定は適用しない。

(第三者による代理受領)

第49条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第43条（請負代金の支払）又は前条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第50条 乙は、甲が第45条（前金払）又は第48条（内払）の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、(i) 設計業務の全部又は一部の遂行、(ii) 工事の全部又は一部の施工のいずれかを一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工又は設計業務を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事若しくは設計業務の続行に備え、工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他工事の施工若しくは設計業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第51条 甲は、工事目的物にかし（乙の設計業務に基因するものを含む。以下同じ。）があるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第41条（検査及び引渡し）の規定による引渡しを受けた日から2年（設備工事、簡易舗装、樹木及び木造の建物その他これに準ずる工作物については1年）以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 甲は、工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又は損傷したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又は損傷の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物のかしが監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第52条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数は切り捨てる。）とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第43条（請負代金の支払）第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセン

トの割合で計算した額（１００円未満の端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第５３条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事又は設計業務に着手すべき期日を過ぎても工事又は設計業務に着手しないとき。
 - (2) その責に帰すべき事由により履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。
 - (3) 第１３条（管理技術者）に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (4) 第２２条（現場代理人及び主任技術者等）第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (5) 前４号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (6) 第５４条（乙の解除権）第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- ２ 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- ３ 前項の場合において、第１１条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第５３条の２ 甲は、乙が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条第１項に規定する排除措置命令又は第５０条第１項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第６６条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第７７条の規定によりこの審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第７７条の規定により審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号による刑が確定したとき。
- ２ 前項の規定により契約が解除された場合においては、第１１条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって、第５６条（賠償の予約）第１項に規定する賠償金に充当することができる。

第53条の3 甲は、工事が完成するまでの間は、第53条（甲の解除権）第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第54条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第29条（条件変更等）の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第30条（工事の中止）の規定による工事の施工の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第55条 甲は、契約が解除された場合において、本施設の設計図書については第16条（設計図書の提出）に定める甲の承諾を得ている場合には当該設計図書を、また工事目的物については出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分を、それぞれ引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた設計図書及び出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の場合において、第45条（前払金）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第48条（内払）の規定による内払をしているときは、その内払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の設計図書及び出来形部分に相応する請負代金額から控除する。

この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第53条（甲の解除権）の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数は切り捨てる。）の利息を付した額を、解除が第53条の3又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

4 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取

り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

- 5 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第4項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

- 第56条 乙は、第53条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、本契約による請負代金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。
- 2 甲は、前項の場合において、乙が共同企業体で、既に解散しているときは、その構成員であった者の全部又は一部に対して前項に定める額の賠償金の支払を請求することができる。
- 3 第1項の規定は、甲の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(火災保険等)

- 第57条 乙は、工事目的物及び工事材料等を別紙4に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第58条 乙が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.6パーセントの割合で計算した利息（100円未満の端数は切り捨てる。）を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合は、甲は、乙から遅延日数につき年3.6パーセントの割合で計算した利息（100円未満の端数は切り捨てる。）の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第59条 本契約の各条項において、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、甲が定めたものに乙が不服がある場合その他本契約に関して、甲乙間に紛争が生じた場合には、

甲及び乙は、建設業法による長崎県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第23条（工事関係者に対する措置請求）第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第60条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（租税の負担）

第61条 乙は、本契約に関連して生じる租税のすべてを負担する。また、甲は、乙に対して請負代金に係る消費税及び地方消費税の支払を除き、本契約に関連する租税について、本契約に別段の定めがある場合を除き負担しない。

（秘密保持）

第62条 甲及び乙は、本契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方（本条において、以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他すべての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また次に掲げる各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならない。

(1) 乙の株主及び融資金融機関、並びにこれらの者に対して本事業に関する助言を行う弁護士、会計士及びコンサルタントに対し開示する場合。ただし、当該弁護士、会計士及びコンサルタントに対して、本条と同等の守秘義務を課している場合に限る。

(2) 甲が定める情報公開条例その他の法令等の適用を受ける場合。

2 次に掲げる各号に該当する情報は、秘密情報に該当しない。

(1) 情報開示者から提供を受ける前に自ら保有している情報

(2) 情報開示者から提供を受ける前に既に公知である情報

(3) 第三者から正当に入手した情報

(4) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報

(5) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく公知となった情報

3 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後5年間その効力を有する。

(特許権の使用)

第63条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関するすべての責任を負う。

(本契約の変更)

第65条 本契約(別紙を含む。)の変更は、甲及び乙の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

(準拠法)

第66条 本契約は、日本国の法令等に準拠するものとし、これに従って解釈される。

(補則)

第67条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

【別紙１】各年度における請負代金の支払限度額（第４５条関連）

年度	支払限度額
平成２２年度	円
平成２３年度	円
平成２４年度	円
平成２５年度	円
平成２６年度	円

注）予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更する場合がある。

【別紙２】個人情報、工事情報及び業務情報の取扱いに関する特記事項（第３条の２関連）

（基本的事項）

第１ 乙は、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別され得る情報（以下「個人情報」という。）、本契約の履行にあたり知り得た、又は提供を受けた、若しくは乙自らが作成した相手方固有の工事上の情報（以下「工事情報」という。）並びに業務上及び技術上に係わる情報（以下「業務情報」という。）の保護の重要性を認識し、本契約の履行にあたっては、個人及び甲の権利利益を侵害することのないよう、個人情報、工事情報及び業務情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２ 乙は、本契約の履行にあたり知り得た個人情報、工事情報及び業務情報を他に漏らしてはならない（工事情報については、施工上必要最小限の範囲での関係者間で利用する場合を除く。）。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第３ 乙は、本契約の履行にあたり個人情報を収集するときは、契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（代理又は再委託の禁止）

第４ 乙は、甲が承諾したときを除き、本契約の履行にあたり個人情報及び業務情報を取り扱う際は、自ら行うものとし、その全部又は一部を第三者に代理させて行わせ、又は再委託してはならない。

２ 乙は、前項に基づき甲に承諾を求める場合は、代理又は再委託の内容、代理先又は再委託先、代理先又は再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

３ 乙は、甲の承諾により第三者へ代理させ、又は委託する場合は、当該第三者に対し本特記事項に基づき乙が負う義務と同様の義務を負わせるものとする。

（目的外利用及び提供の禁止）

第５ 乙は、甲が指示したときを除き、本契約の履行にあたり知り得た個人情報、工事情報及び業務情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供若しくは譲渡してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６ 乙は、甲が承諾したときを除き、本契約の履行にあたり知り得た個人情報、工事情報及び業務情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、工事情報については、施工上必要最小限の範囲での関係者間で利用する場合は甲の承諾は不要とする。

（個人情報の引渡し）

第７ 乙は、本契約の履行にあたり甲から個人情報及び業務情報の提供を受けるときは、元請負者であることの確認を受けなければならない。

(適正管理)

第8 乙は、本契約の履行にあたり知り得た個人情報、工事情報及び業務情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報、工事情報及び業務情報の適正な管理のために、情報の取扱い管理責任者を定め、必要な措置を講じなければならない。

(従事者及び作業場所の特定)

第9 乙は、本契約の履行にあたり個人情報、工事情報及び業務情報を取扱う場合、当該情報を扱う従事者及び作業場所を特定しなければならない。また、乙は、特定した従事者及び作業場所以外で業務を行ってはならない。

(文書・電子媒体等の取扱い)

第10 乙は、本契約の履行にあたり知り得た個人情報、工事情報及び業務情報が記録された紙文書及び電子媒体等の取扱いにあたり、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 取り扱う範囲（作業場所）及び保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること。
- (2) 盗難、漏えい、改ざんを防止する適切な措置を講じること。
- (3) 取り扱うことのできる従事者の範囲、作業責任区分等を明確にすること。

(資料等の返還等)

第11 本契約が終了する際には、乙は、本契約の履行にあたり甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等及び業務情報が記録された資料等は、甲に返還し、若しくは引き渡し、又は廃棄するものとする。なお、甲から提供を受け、又は自ら作成した資料等が電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法については、甲乙が協議の上決定することとする。

(情報セキュリティ遵守状況の報告)

第12 乙は、本契約の履行にあたり、情報セキュリティ遵守に関する事項について、完成届に併せて行わなければならない。

(監査)

第13 甲は、乙が本契約の履行にあたり、取り扱っている個人情報、工事情報及び業務情報の状況を確認するために、監査することができる。

(事故報告)

第14 乙は、個人情報、工事情報及び業務情報の取扱いに関し、本契約の履行に影響を及ぼす事故が発生又は事故の発生が予想されるときは、必要に応じて臨機の処置を講ずるとともに、直ちにその旨を甲に通知し甲の指示を受けるとともに、遅滞なくその状況を書面により、甲に報告しなければならない。

(事故時等の公表)

第15 甲は、本契約の履行にあたり発生した情報セキュリティに関する事件・事故等が発生し

た場合、甲が適切な説明責任を果たすために、必要に応じ、当該事故等の公表を行うことができる。

(損害賠償等)

第16 乙又は乙の従業員（下請負者及び再委託先を含む。）が、本契約の履行にあたり知り得た個人情報の全部又は一部を不当に開示、漏えい、提供等した場合又は当該工事の目的外に利用、提供等した場合は、甲は、乙に対して差止め、損害賠償及び甲が必要と認める措置を請求できるものとする。

(対象外)

第17 乙は、次の各号に該当する情報は、原則として工事情報及び業務情報として扱わないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、乙の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 工事情報又は業務情報を利用することなく独自に開発した情報

(従事者への周知)

第18 乙は、本契約の履行にあたり従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該契約の履行に関して知り得た個人情報、工事情報及び業務情報をみだりに他人に知らせ、又は当該契約の履行目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知し、管理しなければならない。

(罰則)

第19 本契約の履行にあたり従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもので、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。（佐世保市個人情報保護条例第40条適用の場合）

2 従事者が、本契約の履行にあたり知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがある。（佐世保市個人情報保護条例第41条適用の場合）

(従事者及び作業場所の特定)

第20 乙は、第9の規定に関し、甲が別途指定する様式による「情報の取扱いに関する従事者等報告書」により、甲に報告しなければならない。ただし、業務計画等において、別途第9に規定する内容を記載し、甲へ報告する場合には不要とする。なお報告した内容を変更する場合には、その都度、甲にその旨を報告しなければならない。

(情報セキュリティに関するサービスレベルの保証)

第21 乙は、本契約の履行にあたり情報システムの開発を行う場合は、下記の項目について甲が別途指定するサービスレベルを保証しなければならない。

- (1) 秘密の保持
- (2) 個人情報収集の制限
- (3) 再委託の条件
- (4) 目的外利用及び提供の禁止
- (5) 複写又は複製の禁止
- (6) 個人情報の引渡し
- (7) 情報の適正管理
- (8) 従事者及び作業場所の特定
- (9) 文書・電子媒体等の取扱い
- (10) 情報セキュリティ遵守状況の報告
- (11) 事故報告
- (12) 従事者への周知

【別紙３】情報セキュリティに関する特記事項（第３条の２関連）

（１）佐世保市情報セキュリティポリシーの主旨の遵守

乙は、本契約の履行にあたり知り得た、又は提供を受けた、若しくは乙自らが作成した相手方固有の工事上の情報（以下「工事情報」という。）並びに業務上及び技術上に係わる情報（以下「業務情報」という。）の適正な管理を図り必要な措置を講じることにより、故意又は過失による事件や事故等の未然防止に努めなければならない。

（２）工事情報及び業務情報の管理体制

工事情報及び業務情報の管理に関して、乙の組織内において、情報管理組織を設置し、施工上最低限必要な範囲の関係者以外の者による利用を制限しなければならない。

（３）工事情報及び業務情報取扱場所（乙の事業所等を含む。）

乙は、工事情報及び業務情報を取り扱う範囲（作業場所）及び保管場所を明確にしなければならない。

（４）工事情報及び業務情報の管理方法

乙は、工事情報及び業務情報の保管にあたっては、その保管場所並びに作業場所を定めるとともに外部からの立入を防ぐ措置を講じなければならない。

（５）工事情報及び業務情報の持ち出しの禁止

乙は、工事情報及び業務情報を保管場所及び作業場所から持ち出してはならない。ただし、前項で定めた作業場所以外で作業を行う必要がある場合は、該当する利用者及び作業場所の特定と利用するモバイルコンピュータ端末に実施しているセキュリティ対策を講じ、佐世保市に書面で提出し承認を得なければならない。

（６）技術情報セキュリティ対策

乙は、本契約の履行のために利用するネットワーク、構成機器（端末機及びサーバを含む。）、ソフトウェア等に対し、不正アクセスや情報漏洩等を防ぐための管理及び措置を講じなければならない。

（７）コンピュータウィルス対策について

乙は、本契約の履行のために利用する端末機等に対し、コンピュータウィルス対策を講じなければならない。

（８）端末機等の持ち込みについて

本契約の履行のために臨時的に端末機を持ち込み利用する場合は、利用目的等を明確にした上で、当該課の情報管理責任者又は情報管理責任者が指名した職員に説明し承認を得なければならない。

（９）電子媒体の持ち込みについて

本契約の履行のために電子媒体を持ち込み利用、又は佐世保市に提供する場合は、当該電子

情報等の内容、使用目的、入手先等を明確にした上で、当該課の情報管理責任者又は情報管理責任者が指名した職員に説明し承認を受け、電子媒体を利用又は佐世保市に提供しなければならない。なお、持ち込む電子媒体は、事前にコンピュータウィルス対策ソフトの最新のウィルス定義ファイルによりウィルスに感染していないか確認したものでなければならない。

(10) 持ち込んだ電子媒体及び端末機等への電子データの保存について

持ち込んだ電子媒体及び端末機等に甲が所有する電子データを本契約の履行のために保存する、又は保存し持ち出す必要がある場合は、当該電子データの内容、使用目的、管理方法等を明確にした上で、当該課の情報管理責任者又は情報管理責任者が指名した職員に説明し承認を受け、当該職員の立会のもとに作業を行わなければならない。

(11) ネットワークへの端末機等の接続について

持ち込んだ端末機等は、甲が所管するネットワークへ接続してはならない。ただし、本契約の履行のために乙で所有する端末機等をネットワークに接続しなければならない場合は、あらかじめ、以下に定める当該ネットワークの管理責任者と協議し、承認を受けなければならない。

なお、持ち込む端末機等は、事前にコンピュータウィルス対策ソフトの最新のウィルス定義ファイルによりウィルスに感染していないか確認したものでなければならない。

また、ネットワークに接続し作業を行う際は、以下に定める当該ネットワークの管理責任者が指名した職員の立会のもとに行わなければならない。

佐世保市行政情報ネットワーク 統括管理責任者

佐世保市行政情報ネットワークに接続していない個別ネットワーク 個別管理責任者

【別紙４】保険（第５７条関連）

（１）建設期間

ア 建設工事保険

保険の対象： 本施設の建設工事

保険金額： 請負代金額（設計費は含まない。）

補償する損害： 火災を含む、不測かつ突発的な事故により本施設について生じた損害

イ 第三者賠償責任保険

てん補限度額： 身体 １名につき１億円、１事故につき１０億円

財物 １事故につき１０億円

補償する損害： 施設整備に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

（２）その他

上記に示す保険は必要最小限度のものであり、乙が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案することを妨げない。